

自治基本条例との関連性のある越谷市の条例・要綱等

【資料4】

	項目	市の条例・要綱等	目的	内容
1	情報公開条例	越谷市情報公開条例	公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定める。 ①市の行政活動についての説明責任の全う ②公正で開かれた市政の一層の推進	①実施機関(市長、教育委員会等行政委員会、議会及び越谷市土地開発公社、(財)越谷コミュニティセンター、(財)越谷市施設管理公社) ②請求できるもの(市内外問わず何人も) ③原則公開(個人情報等除く) ④公開・非公開の決定(原則15日以内)
2	個人情報保護	越谷市個人情報保護条例	市が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定める。 ①個人の権利利益の保護 ②公正で信頼される市政の一層の推進	①実施機関(市長、教育委員会等行政委員会、議会及び越谷市土地開発公社、(財)越谷コミュニティセンター、(財)越谷市施設管理公社) ②請求できるもの(市内外問わず何人も) ③原則開示(第三者に関する情報を含む個人情報等除く) ④開示・不開示の決定(原則15日以内)
3	行政手続	越谷市行政手続条例	処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定める。 ①行政運営における公正の確保 ②意思決定過程の明確化 →市民の権利利益の保護	①申請に対する処分(審査基準、標準処理期間、審査と応答、理由の揭示、情報提供等) ②不利益処分(処分の基準、手続、理由の揭示等) ③行政指導(原則、方式等) ④届出(公正な処理の確保)
4	公益通報	越谷市職員の公益通報に関する要綱	職員が知り得た市政運営上の違法な行為等に関する通報について必要な事項を定める。 ①通報者の保護 ②違法な事態を防止し、損失を抑制 →市民の信頼を確保と透明で公正な市政運営	①通報者の責務 ②不利益取扱いの禁止 ③情報の保護 ④公益通報委員会
5	行政評価	(越谷市行政経営推進本部設置要綱)	迅速で的確な取組を総合展開し、社会経済情勢の変化に対応した効率的で効果的な市政を推進するため、越谷市行政経営推進本部を設置する。	行政評価のサイクル ①事務事業評価(事後評価) ②行政経営推進本部における方向性の決定 ③外部評価の実施 ④総合調整 ⑤事業計画の策定(事前評価) ⑥予算編成等
6	総合振興計画	(越谷市総合振興計画審議会条例)	越谷市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定める。	①市長の諮問に応じ、総合振興計画の策定及び実施に関し必要な調査、研究及び審議を行う。 ②40人以内で組織(公共的団体等の代表者、地区まちづくり会議【13地区】の代表者、公募による市民、知識経験者)

7	附属機関	越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱	<p>審議会等の適正な設置及び円滑な運用を図るために必要な事項を定める。</p> <p>① 審議会等の運営の透明性及び公正性の確保 ② 市政に対する市民参加の促進 →開かれた市政の推進</p>	<p>① 公募の導入(一人1職、構成比率20%を目標) ② 女性の登用(構成比率35%を目標) ③ 兼任の制限(原則3機関まで) ④ 在任制限(原則連続3期以内) ⑤ 公開の原則</p>
8	防犯	越谷市安全で安心な防犯のまちづくり条例	<p>安全で安心な防犯のまちづくりに関し、基本理念の他、市、市民、自治会等関係機関の役割等必要な事項を定める。 →誰もが安全で安心な住みよい地域社会の実現</p>	<p>① 市の役割(啓発活動、環境整備等) ② 市民の役割(自らの安全の確保、地域の連帯) ③ 自治会等の役割(地域防犯活動等) ④ 事業者の役割(管理施設の安全確保等) ⑤ 土地建物所有者等の役割(管理する土地、建物等の安全確保等) ⑥ 関係機関の役割(市、市民等との協力・連携)</p>
9	防災	なし(越谷市地域防災計画)	<p>震災及び風水害その他の大規模災害に対処するため、災害予防、災害応急及び災害復旧等の対策について定める。 →市民の生命、身体及び財産を災害から守る</p>	<p>① 被害想定を踏まえた震災対策 ② 災害に強いまちづくり ③ 行政、市民、事業所の協働による防災活動(自主防災組織の整備、自主防災リーダーの育成等) ④ 被災者の生活再建と地域の復興 ⑤ 既往災害の研究</p>
10	住民投票	なし		
11	市民参画	なし		
12	パブリックコメント	なし		